

災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方【Q & A】

Q1：どうして災害廃棄物を受け入れるのですか。

A1：東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物は、被災地の早期復興の妨げとなっていることから、隣県としていち早い復興を支援するため、県民の安全安心の確保を図りつつ受け入れることとしたところです。

また、このことは東北全体の復興にとっても大変重要なことと考えております。

Q2：どこの災害廃棄物を受け入れるのですか。

A2：宮城県及び岩手県の災害廃棄物を受け入れていきます。

また、福島県の災害廃棄物は、環境省が平成23年6月23日に示した「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」に基づき、福島県内の災害廃棄物は福島県内で処理することとしており、受け入れません。

なお、宮城県及び岩手県とした理由は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定(H7.10.31)」、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン（環境省、H23.8.11（10.11改定）」や地理的条件を考慮したものです。

Q3：「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方」とはどういったものですか。

A3：災害廃棄物の処理にあたり県として統一した取扱いをするため、8月11日に市町村、事業者等への説明会を開催し、ご意見を聞きながら『災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方』（以下「基本的な考え方」という。）を策定したところです。

基本的な考え方では、受け入れする前に被災地仮置場で災害廃棄物の放射性セシウム濃度を測定し、県の独自基準を下回ったもののみ受け入れることとしております。

さらに、災害廃棄物等を受け入れた場合には、処理施設からの排水等の放射性セシウム濃度の測定や敷地境界（処理業者による）及び施設周辺の住宅地（県及び市町村による）での空間放射線量の測定を実施し、その結果を公表していきます。

Q4：県の独自基準とはどういったものですか。

A4：県民の安全安心の確保を図るため、埋立処分する場合は、放射性セシウム濃度は国の基準（8,000Bq/kg以下）より2倍厳しい4,000Bq/kg以下としました。

また、焼却処分する場合は、放射性セシウムは焼却灰やばいじん（すす）に濃縮されることが判っており、これまでの測定結果から県で試算したところ約20倍に濃縮されることから、焼却後でも埋立処分が可能な4,000Bq/kg以下となるよう200Bq/kg以下としたところです。

Q5：災害廃棄物の監視はどのようにして行われるのですか？

A5：災害廃棄物等を継続して受け入れる場合には、処理施設から排出される排水や排ガス

及び処理に伴い発生する焼却灰等や汚泥等の放射性セシウム濃度について、原則として毎月1回以上測定し確認することとしております。

また、処理施設の敷地境界での空間放射線量は原則として毎週1回以上、施設周辺の住宅地では半月に1回以上測定することとしております。

このように、搬入する前に災害廃棄物等の放射性セシウム濃度を把握するほか、処理する施設の敷地境界での空間放射線量の測定、処理に伴い排出される排水等の放射性セシウム濃度の測定により、搬入から処分終了まで一連の監視を行っていくこととしております。

Q6：災害廃棄物の焼却により放射性物質が大気中に飛散することはないのですか？

A6：災害廃棄物を焼却する場合には、ばいじん（すす）を除去する高度な集じん装置が設置された施設で焼却することとされており、セシウムはばいじん（すす）とともにバグフィルターなどの集じん装置により捕集されることから、大気中に飛散することはほとんどありません。^{※1※2}

※1 環境省 HP「広域処理情報サイト」よくあるご質問～広域処理を知る

<http://kouikishori.env.go.jp/faq/#Safety>

※2 福島県内の災害廃棄物の処理における焼却施設及びモニタリング（平成23年8月9日、環境省）

http://www.env.go.jp/jishin/attach/fukushima_shokyaku110809.pdf

Q7：最終処分場から放射性物質が流出することはないのですか？

A7：焼却灰等を埋立処分する場合には、放射性セシウムが排水に溶け出すおそれがある一方で、土壌に吸着されやすいという性質があることから、30cm以上の土壌を敷き詰めた層の上に埋め立てることや覆土することなどの対策が義務付けられております。

また、管理型最終処分場には、地下水の汚染を防止するための遮水シート等が敷設されており、重金属等の有害物質は地下水等に漏れ出ないようになっております。

なお、埋立処分した最終処分場については、周縁地下水の放射性セシウム濃度を測定し、放射性物質の流出がないよう監視していくこととしています。

Q8：災害廃棄物等の受け入れ状況はどうなっているのですか？

A8：基本的な考え方において、受け入れ状況や放射性セシウム濃度の測定結果などを毎月とりまとめ、県ホームページで公表しておりますのでご覧ください。^{※3}

※3 東日本大震災に伴う災害廃棄物等の受け入れ施設に関する放射線測定結果について

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050010/waste/housyasen-kekka-kouhyou.html>

Q9：基準を超えた災害廃棄物等が搬入されることはないのですか？

A9：搬入する前に災害廃棄物等の放射性セシウム濃度を測定していただくほか、継続的に搬入する場合は、毎月1回以上測定していただくこととしております。

Q10：災害廃棄物については、放射性物質以外にも様々有害物質による汚染も懸念されるが、それらの影響はないのか？

A10：災害廃棄物については、放射性物質以外にも津波により重金属類やP C B、石綿等の様々な化学物質に汚染されているおそれもありますので、県としましては、産業廃棄物に適用される重金属の測定を災害廃棄物にも適用し、汚染のおそれのある災害廃棄物につきましては、濃度測定の実施を指導し適正に処理されるよう監視しております。

なお、環境省が津波堆積物の汚染について、油分のほか、ダイオキシン類、P C B、石綿、重金属類、農薬類など多くの化学物質について調査した結果、現時点では特段の汚染は見られていないとの結果が公表されています。^{※4}

※4 津波堆積物の性状（平成23年9月1日、環境省）

http://www.env.go.jp/jishin/attach/sisin110713_r1.pdf